

(様式2)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	松崎町

## 松崎町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 松崎町産業建設課  
所在地 静岡県賀茂郡松崎町宮内301-1  
電話番号 0558-42-3965  
FAX番号 0558-42-3183  
メールアドレス kensetsu@town.matsuzaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、アナグマ、ハクビシン
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	松崎町内

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 農業者の被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額(千円)
イノシシ	野菜	0.01ha	90千円
	いも類	0.01ha	1千円
	その他（桜葉など）	0.10ha	150千円
	合計	0.12ha	241千円
シカ	果樹	0.01ha	18千円
	その他（桜葉など）	0.05ha	300千円
	合計	0.06ha	318千円
サル	果樹	0.01ha	45千円
	野菜	0.02ha	20千円
	合計	0.03ha	65千円
ハクビシンなど	野菜	0.66ha	83千円
アナグマなど	野菜	0.27ha	332千円
合計		1.14	1,039千円

農業者の被害は減少傾向にあるが、自家消費分の作物の被害が多く、被害額の把握が難しい。

(2) 被害の傾向

サル	ある程度の集団で出没し、短い期間で大きな被害を発生させる。防護柵設置などの被害対策が進み、農業者への被害は減少しているが、自家消費分の農作物や林産物の被害は減少していない。
イノシシ	防護柵設置などの被害対策が進み、農業者への被害は減少しているが、自家消費分の農作物や林産物の被害は増加していると考えられる。被害は松崎町全域にわたり、住宅地でも目撃されている。
ニホンジカ	防護柵設置などの被害対策が進み、農業者への被害は減少しているが、自家消費分の農作物や林産物の被害は増加していると考えられる。被害は松崎町全域にわたり、住宅地でも目撃されている。
ハクビシン アナグマなど	おもにスイカやトウモロコシの被害報告がある。ハクビシンかアナグマかまたはタヌキによる被害かどうかの判別が難しい。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)		目標値 (令和4年度)	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	0.12	241	0.108	217
ニホンジカ	0.06	318	0.054	286
サル	0.03	65	0.027	59
アナグマ ハクビシン	0.93	415	0.837	374
合計	1.14	1,039	1.026	936

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1. 賀茂猟友会松崎分会へ補助金交付</p> <p>2. 鳥獣出没の連絡が来た場合は、猟友会に出動を依頼して捕獲を実施。</p> <p>3. 猟友会員所有のわなによる捕獲</p> <p>4. 町所有の箱わなによる捕獲 -町所有の箱わなの種類-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型箱わな(イノシシ・シカ用)</li> <li>・中型箱わな(サル用)</li> <li>・小型箱わな(アナグマ・ハクビシン用)</li> </ul> <p>5. 猟友会員によるわなの管理と捕獲した際の処分</p> <p>6. 松崎町野猿等対策協議会所有のわなによる捕獲 (わなは伊豆地域鳥獣対策協議会より借用)</p> <p>-協議会所有のわなの種類-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型箱わな(イノシシ・シカ用)</li> <li>・小型箱わな(アナグマ・ハクビシン用)</li> <li>・くくりわな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲許可基準を満たしているのは猟友会員以外いないに等しく、担い手不足の状態が続いている。</li> <li>・捕獲にあたる猟友会員の高齢化が進み、退会者はいるが、新規会員はほとんどいない。</li> <li>・猟銃等所持許可の取得や猟銃の所持に係る費用負担が大きいため、銃猟免許所持者が減少している。</li> <li>・猟友会員以外で狩猟免許を所持していても、狩猟者登録を行う人は少ない。</li> <li>・わなの老朽化が進み、修理や更新が必要となってきた。</li> </ul>

	<p>7. 捕獲報償金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サル、イノシシ、シカの捕獲について捕獲報奨金を支出する。</li> </ul> <p>8. 狩猟免許新規取得者に対して、試験手数料の全額補助</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>1. 補助金の交付（農地のみ）</p> <p>農業者に対し侵入防止柵及び電気柵の原材料費及び加工費の1/2を補助。</p> <p>（限度額15万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料価格の高騰による農業者の負担増加と意欲低下。</li> <li>・過疎による若年層の減少と担い手不足により農業者が減少し、被害防止対策に対する意欲が低下。定住者が高齢者のみで自家消費程度の耕作をしているところが多く、耕作自体を放棄する事例が増えている。また、耕作面積が狭いため対策に応じた収入が見合わない。</li> <li>・田畑や住宅地周辺の草刈りを行い、緩衝帯となるように指導をしているが、斜面に隣接した箇所が多く作業が困難である。また、土地所有者が近隣に居住していなかったり、高齢者であったりして作業が進まない。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

松崎町で発生している鳥獣被害の傾向は、対策が進んだ農業者の鳥獣被害よりも、鳥獣被害対策が進んでいない自家消費分の農作物や林産物の被害が多い。自家消費分の被害量の把握は難しいが、野生鳥獣の目撃情報や、駆除狩りの依頼は増えている。静岡県が実施したニホンジカの生息実態調査においても増加しているというデータがあり、個体数は増加していると考えられるため、次に挙げる取組みを行う。

1. 被害地域住民に対する被害防止啓発活動の実施
  - ・緩衝帯の整備について
  - ・電気柵、防護柵の設置について
  - ・農作物残渣や生活ごみ等の適正な処理について

2. 狩猟免許の取得奨励
・町の補助金の活用等により狩猟免許の取得を奨励し、高齢化による鳥獣捕獲人員の減少を補填する。
3. わなの普及促進
・現在所有している箱わなを増やすと共に、安全で、効果的な捕獲体制の構築を図る。
4. 静岡県が実施したニホンジカの生息実態調査結果と猟友会、農林業者への聞き取り等による分布、行動範囲の把握を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>猟友会との連携を密にし、効率的な捕獲を目指す。</p> <p>猟友会と連携して新規狩猟免許取得者の捕獲技術向上に取り組む。</p> <p>猟友会員以外の免許保有者に自衛のための捕獲を促す。</p>
---

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の周知を行い、地元住民の自衛意識の向上を図る。</li> <li>・新たに狩猟免許を取得する場合、費用の一部を助成する。</li> <li>・被害調査に基づく箱わなの効率的な配置。</li> <li>・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進めて行くよう検討する。</li> </ul>
令和3年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の周知を行い、地元住民の自衛意識の向上を図る。</li> <li>・新たに狩猟免許を取得する場合、費用の一部を助成する。</li> <li>・被害調査に基づく箱わなの効率的な配置。</li> <li>・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進めて行くよう検討する。</li> </ul>
令和4年度	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の周知を行い、地元住民の自衛意識の向上を図る。</li> <li>・新たに狩猟免許を取得する場合、費用の一部を助成する。</li> <li>・被害調査に基づく箱わなの効率的な配置。</li> <li>・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進めて行くよう検討する。</li> </ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画をふまえ、適正な捕獲を実施していく。農業者の被害は減少しても、自家消費分の農作物や林産物の被害の報告は多いため、引き続き捕獲圧をかけていく。イノシシやニホンジカの大型鳥獣の捕獲は賀茂猟友会松崎分会に依頼し、アナグマやハクビシン等中型鳥獣においては、鳥獣被害対策実施隊を中心として捕獲を含めた対応を検討していく。捕獲数は、近年の捕獲実績を勘案し、実際に捕獲可能な数値を上限として設定する。近年の捕獲頭数は次の表のとおり。

対象鳥獣	捕獲実績数(単位：頭)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	92	120	214	242	104
ニホンジカ	37	77	158	221	139
サル	16	20	29	3	6
ハクビシン	0	0	0	1	0

#### 1) イノシシ

目撃件数や近隣の市町の状況から、自家消費分の農作物や林産物の被害が増加していると思われる。被害状況などの確認を行いながら捕獲数の増加を図っていく。

#### 2) ニホンジカ

目撃件数や近隣の市町の状況から、自家消費分の農作物や林産物の被害が増加していると思われる。被害状況などの確認を行いながら捕獲数の増加を図っていく。

#### 3) サル

近年目撃情報が寄せられていなかった地区でサルが目撃されるようになり、今後、サルによる農作物被害の発生域が広がるおそれがある。被害状況などの確認を行いながら捕獲数の増加を図っていく。

#### 4) アナグマ・ハクビシン

農地を荒らす、家屋への浸入など、近年目撃情報や被害が増加傾向にある。鳥獣被害対策実施隊を中心として対応を検討していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	250	250	250
ニホンジカ	250	250	250
サル	20	20	20
アナグマ ハクビシン	30	30	30

捕獲等の取組内容	
イノシシ	銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護地区を除く。） 1回の申請につき6ヶ月以内。
ニホンジカ	銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護区を除く。） 1回の申請につき6ヶ月以内。
サル	銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護区を除く。） 1回の申請につき6ヶ月以内。
アナグマ・ハクビシン	わな 毎年度4月1日～3月31日 地域 町内（鳥獣保護区を除く。） 1回の申請につき3ヶ月以内。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃を使用する捕獲の実施の予定は無いが、対策上有効と認められる場合は使用について検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
松崎町内	権限移譲済み有害鳥獣 カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ類、ムクドリ、カラス類、カワラバト（ドバト）、ノウサギ、ハクビシン、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ノイヌ、ノネコ、サル、タイワンリス、ヌートリア、タヌキ、キツネ、モグラ（省令別表第2に掲げるものを除く。）、ネズミ、アライグマ（省令第78条第1項の表に掲げるもの及び省令別表第2に掲げるものを除く。）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容 個別に申請があったものに対し、町単独で補助金を交付。 (補助率1/2、限度額150千円)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助
ニホンジカ	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助
サル	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助
ハクビシン	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助	電気柵、ワイヤーメッシュ設置の補助
備考	予算 2,800千円 町単独事業	予算 2,800千円 町単独事業	予算 2,800千円 町単独事業



(2) その他被害防止に関する取組

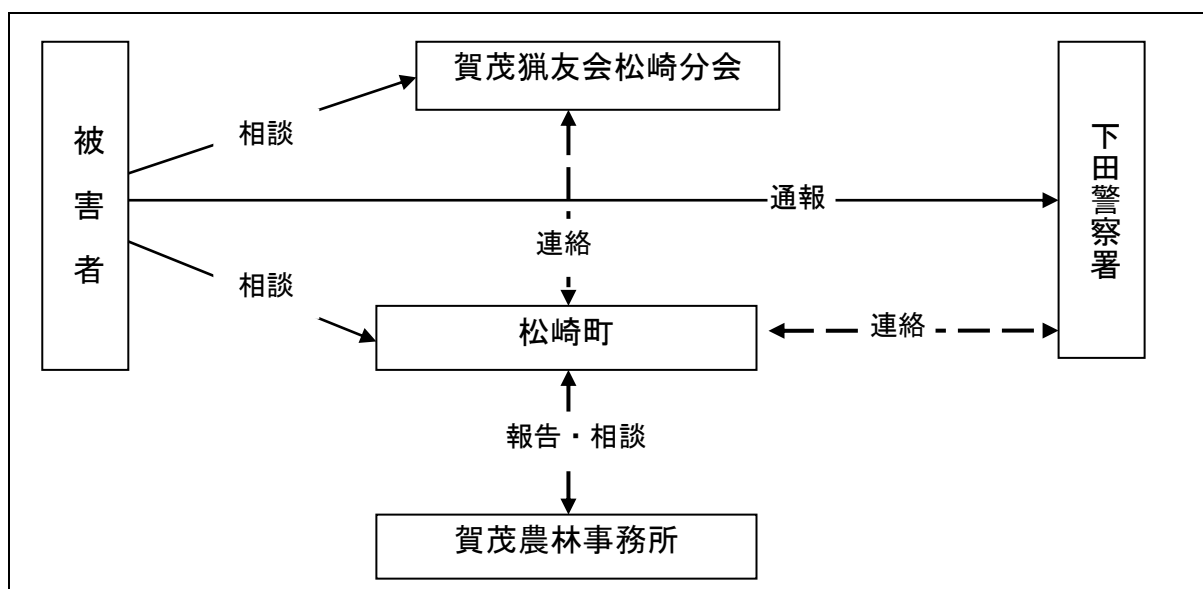
年度	対象鳥獣	取組内容
1年目 令和2年	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	被害地域住民に対し被害防止の啓発活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で取り組む鳥獣被害対策モデル事業の実施</li> <li>・集落に隣接した林地等の草刈りの奨励</li> <li>・農作物残渣や生活ごみ等の放置が原因となる被害拡大の防止</li> <li>・狩猟資格者の育成と支援を行う。</li> <li>・アンケート調査や住民・農林業者への聞き取りにより、被害実態を把握する。</li> <li>・設置した電気柵・ワイヤーメッシュ等が適正に管理されているかどうか確認を行う。</li> </ul>
2年目 令和3年	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	被害地域住民に対し被害防止の啓発活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で取り組む鳥獣被害対策モデル事業の実施</li> <li>・集落に隣接した林地等の草刈りの奨励</li> <li>・農作物残渣や生活ごみ等の放置が原因となる被害拡大の防止</li> <li>・狩猟資格者の育成と支援を行う。</li> <li>・アンケート調査や住民・農林業者への聞き取りにより、被害実態を把握する。</li> <li>・設置した電気柵・ワイヤーメッシュ等が適正に管理されているかどうか確認を行う。</li> </ul>
3年目 令和4年	イノシシ ニホンジカ サル アナグマ ハクビシン	被害地域住民に対し被害防止の啓発活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で取り組む鳥獣被害対策モデル事業の実施</li> <li>・集落に隣接した林地等の草刈りの奨励</li> <li>・農作物残渣や生活ごみ等の放置が原因となる被害拡大の防止</li> <li>・狩猟資格者の育成と支援を行う。</li> <li>・アンケート調査や住民・農林業者への聞き取りにより、被害実態を把握する。</li> <li>・設置した電気柵・ワイヤーメッシュ等が適正に管理されているかどうか確認を行う。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松崎町役場	現場対応と関係機関に連絡
下田警察署	現場対応
賀茂猟友会松崎分会	情報提供
賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は、捕獲した対象鳥獣は速やかに埋設処分または自家消費している。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

将来は獣肉の地域資源としての活用を目指し、町・猟友会・商工観光関係団体等と連携して方策を検討する。

また、資源としての利用が困難な場合は、焼却処理施設の設置の検討等による、環境への負荷が少ない適切な方法による処理を目指す。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松崎町野猿等対策協議会 (設立年月日：平成2年)
構成機関の名称	役割
伊豆太陽農業協同組合	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。
コミュニティづくり推進連絡協議会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。
松崎町農業委員会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。
伊豆森林組合	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。
松崎町農業振興会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。
賀茂猟友会松崎分会	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。
松崎町	松崎町内における有害鳥獣による被害に対し、その対策のために必要な方法等について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図る。

協議会の名称	伊豆地域鳥獣害対策連絡会 (設立年月日：平成8年)
構成機関の名称	役割
伊豆太陽農業協同組合	連絡会の運営・情報提供
市町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）	情報提供と被害対策の実施
賀茂地区農業委員会協議会	情報提供と被害対策への協力
伊豆森林組合	情報提供と被害対策への協力
賀茂猟友会	情報提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力
賀茂農林事務所	情報提供・助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
下田警察署	住宅地での捕獲協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成31年4月1日より松崎町鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊員は、松崎町職員のうちから町長が任命する。隊長は産業建設課長をもって充て、副隊長は、産業係長をもって充てる。</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松崎町鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣の駆除に関する業務</li> <li>・対象鳥獣を追い払う活動に関する業務</li> <li>・対象鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務</li> </ul>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>地域住民への啓発と共同作業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の習性や各法の下での捕獲の講習・説明会による啓発活動。</li> <li>・農作物残渣や生活ごみなど、餌になるものの管理についての説明。</li> <li>・町内各集落と連携、協力して捕獲及び防除体制を整備する。</li> </ul>
---

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・捕獲対策等に関して国・県と情報交換を図っていく。
- ・猟友会と連携を行い町民の生命や身体に対する危害の発生を防止するための情報収集を行っていく。
- ・町民・農業者に対し、電気柵の適切な設置方法や安全点検等の普及活動を行い、事故防止に努める。